

## 平成 28 年度第 21 回人事委員会 会議結果<概要>

### 1 日 時

平成 28 年 11 月 28 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 50 分

### 2 場 所

人事委員会 委員室（新宿モノリス 21 階）

### 3 出席者

（委 員）青山委員長、青木委員、濱崎委員

（事務局）松山事務局長、矢岡任用公平部長、森山試験部長、小澤審査担当部長、秋谷総務課長、神永任用給与課長、柴田審査課長、添田試験課長、伊藤研究調査課長、本間制度改革担当課長

### 4 議 事

#### < 議 案 >

第 1 号議案 東京都人事委員会規則の制定について

第 2 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

- ・ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### < 報告事項 >

報告第 1 号 平成 28 年度東京都任期付職員採用試験の申込状況について

## 第1号議案 東京都人事委員会規則の制定について

標記議案について、事務局から、人事委員会会議の公開に向けて、新たに「東京都人事委員会傍聴規則」を定めることとし、傍聴手続や傍聴定員、傍聴人の守るべき事項など傍聴規則の内容を説明した。

委員より、傍聴規則は他の任命権者も制定しているのか質疑があり、事務局から、教育委員会、選挙管理委員会、都議会及び当委員会の口頭審理において、規則を制定し、実際に運用している旨、回答した。

委員より、議事日程を公表する時期について質疑があり、事務局から、2日前に公表したい旨、回答した。また、1件でも公開案件がある場合は、25階の審理室において委員会を開催する予定である旨、説明した。

委員より、公開又は非公開とする委員会の決議を行うタイミングについて質疑があり、事務局から、当日、審議に入る前に委員会の場で諮る旨、回答した。

委員より、議事日程を公表する際は、個別に公開又は非公開を公表するののかとの質疑があり、事務局から、ホームページに公開する際には、個別に公開又は非公開と見込まれるとの表記にて公表する旨、回答した。

委員より、案件によっては公開又は非公開を判別するのは難しいものがあるのではないかと意見があり、事務局から、基本的に外部に出して良い内容の案件については、全て公開と考えている旨、説明した。

委員より、過去に人事委員会の傍聴希望を受けたことはあるのかとの質疑があり、事務局から、電話にて傍聴の可否について問い合わせを受けたことがある旨、回答した。

委員より、会議の公開は審議の公平性を担保することになる、ただし、公開の原則を守りながら、個人に係る案件や公開できない案件のルールを決めることが大切であるとの意見があった。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

## 第2号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

標記議案について、事務局から、東京都議会議長より意見聴取の照会があった条例5本について、改正内容を説明し、照会に対しては異議なしとして回答したい旨を説明した。

委員より、今回の退職手当条例の改正は雇用保険法の改正に伴うものということだが、雇用保険法が適用されていない都職員に対して、雇用保険法上の失業等給付相当額を都の一般財源から退職手当として支給する「失業者の退職手当」制度の在り方については議論が必要ではないかという意見があった。

委員より、国が国民のコンセンサスを得て各種政策に税金を投入しているように、職員給与についても税金である一般財源を使う以上、改正に当たっては対外的な説明ができるよう位置づけや根拠を整理しておいた方がよいのではないかとの意見があった。事務局より、失業者の退職手当制度は、公務員の退職手当が、勤続報償としての性格の他に退職後の生活保障としての性格も持ち合わせていることから、退職手当の額が極めて少額だった場合については、退職手当の予算から雇用保険法上の失業給付相当額を支給するという趣旨であり、国及び他団体も同様の規定がある旨を説明した。

委員より、具体的な支給事例の有無について質疑があり、事務局から、適用事例を説明し、非常に稀なケースである旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

## **報告第 1 号 平成 28 年度東京都任期付職員採用試験の申込状況について**

事務局から、任期付職員採用試験の申込者全体の人数や女性の割合、年齢分布状況、就業状況等について説明した。

委員より、受験生への周知方法について質疑があり、事務局から、広報東京都の他、プレス発表、チラシ配布、就職情報サイトや転職情報サイトへの広告掲載を行った旨、回答した。

委員より、試験の実施方法及び採用日について質疑があり、事務局から第 1 次試験と第 2 次試験の実施日、試験内容及び合格発表日について回答し、採用日については、4 月 1 日と 7 月 1 日に分けて採用する旨、回答した。

委員より、任期についての質疑があり、事務局から、今回の任期付職員については 2020 年 9 月末までの任用期間とし、更新は考えていない旨、回答した。

次回開催日程について

次回委員会を平成 28 年 12 月 8 日（木）午前 10 時 00 分から開催することとした。